

# 通信会議サービス契約約款

通信会議サービス契約約款は廃止します。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、令和3年2月1日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この約款実施前に、廃止前の通信会議サービス契約約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この約款実施前にその事由が生じた廃止前の通信会議サービス契約約款に定める通信会議サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。